

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(燃料電池小型トラック導入促進事業)
補助金実施要領

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池小型トラック導入促進事業）補助金」（以下「補助事業」という。）については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池小型トラック導入促進事業）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

（目的）

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通じて、将来における水素社会の実現にかなげるため、燃料電池小型トラックを県内に導入する民間事業者、県内市町村等（以下「補助事業者」という。）に対して支援を行う。

（国補助金の特定）

第2条 交付要綱別表1及び別表2にいう「国が実施する燃料電池小型トラック導入に係る補助金」（以下「国による補助金」という。）とは、環境省が実施する「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック）」をいう。

（補助金交付申請）

第3条 交付要綱第7条第1項により補助事業の補助金の交付を希望する者は、交付要綱様式第1号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、リース事業者が補助事業者となる場合は、燃料電池小型トラックの使用者に係る第4号から第6号に定める書類を含めるものとする。

- 一 事業計画書（交付要綱様式第1号の別紙1）
- 二 収支予算書（交付要綱様式第1号の別紙2）
- 三 貸与料金の算定根拠明細書（交付要綱様式第1号の別紙3）（リース事業者が補助事業者となる場合に限る。）
- 四 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（交付要綱様式第1号の別紙4）
- 五 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書
- 六 補助事業者の直近2か年分の財務諸表等、財務状況が確認できるもの
- 七 導入する燃料電池小型トラックの車両本体価格等が分かる見積書の写し
- 八 運用する燃料電池小型トラックと同車格のディーゼルトラックの車両本体価格等が分かる見積書の写し
- 九 国による補助金の交付申請書類一式の写し
- 十 国による補助金の交付決定の事実が分かる通知の写し（本申請時点で未決定の場合は決定後速やかに通知の写しを提出すること）
- 十一 その他知事が必要と認める書類

(事業着手)

第4条 補助事業者による事業の着手は、県の補助金交付決定通知の日以降に行うものとし、当該通知前に着手した事業に係る経費については補助対象外とする。

(補助金の交付条件)

第5条 交付要綱第15条第1項第2号にいう「事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更」とは、次に掲げる以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業の中止又は廃止
- 三 燃料電池小型トラック運用計画の大幅な変更を伴う事業計画の変更

(実績報告)

第6条 補助事業者が交付要綱第18条に基づく実績報告を行う場合は、交付要綱様式第5号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 事業実施結果書（交付要綱様式第5号の別紙1）
- 二 収支決算書（交付要綱様式第5号の別紙2）
- 三 自動車検査証の写し
- 四 納車が行われた事実を把握できる書類
- 五 経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類
- 六 国による補助金の交付額が分かる確定通知の写し（本報告時点で未通知の場合は通知後速やかに確定通知の写しを提出すること）
- 七 その他知事が必要と認める書類

(関係書類の提出先)

第7条 補助事業の実施に係る補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、福島県企画調整部エネルギー課とする。

(その他)

第8条 補助事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。